

しずおか元気旅における旅行割引適用条件について

事業再開にあたり、感染拡大防止の観点から旅行割引適用条件としておりました「**静岡県民(同居の方との少人数の旅行に限る)**」から「**静岡県民であれば割引適用可能**」に変更となりました。

変更に伴い、宿泊事業者におかれましては、ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度への承認又は申請が必須となります。

ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度への申請がまだお済でない宿泊事業者におかれましては、ふじのくに安全・安心認証サイト (<https://fujinokuni-yado.com/entry/>) より申請をお願い致します。

宿泊割引適用条件変更点につきましては、下記をご参照ください。

	変更前	事業再開後の適用条件
割引適用について	しずおか元気旅への参加店登録	しずおか元気旅への参加店登録かつ、 安心・安全認証制度※ の認証を受けている又は申請している宿泊施設のみ適用
しずおか元気旅における「同居」の定義	同居の方(=日常生活を共にしている人)同士の旅行のみを割引対象	上限人数(下記参照)かつ静岡県在住の条件を満たしていれば、同居の方同士の旅行でなくても割引対象
	<ul style="list-style-type: none"> 一人でも同居していない(=同一住所に住んでいることが証明できない)人が含まれている場合は、全員が割引対象外となります。 同一住所にお住まいで日常生活を共にしている方同士であれば、同行者が「家族」であるかどうかは問いません。 	<ul style="list-style-type: none"> 住所が異なる人との旅行でも静岡県在住であることが証明できれば割引対象となります。(少人数での旅行限定(6名上限))
上限人数	<p>人数上限：6名</p> <p>※県外の方を含めた旅行の場合は、静岡県民のみ割引適用可能</p> <p>例：県民5名+県外2名 →上限人数オーバーしているため、<u>全員×</u></p> <p> 県民4名+県外2名 →OKだが<u>静岡県民4名のみ割引可能</u></p> <p>※在住者確認などは引き続き継続</p>	

※対象となる施設：宿泊業事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可（同法第2条第1項の下宿営業に係るものを除く。）を受けた者をいう。

●有効な本人確認書類の例・・・運転免許証、保険証、マイナンバーカード、パスポート、学生証、公共料金請求書 等

(※公共料金請求書は、宿泊・旅行日より1か月以内に発行されたもの)